

# インターネット端末を利用される方へ (インターネット端末利用規約)

令和3年11月2日  
岡山市立図書館

館内でのインターネット端末の利用について、下記の規約に同意の上でご利用下さい。

## 1. 利用の範囲

- (1) 岡山市立図書館ホームページ及び岡山市ホームページの閲覧
- (2) 図書館が選定した情報サイト、データベースサイトの閲覧
- (3) その他、調査研究のために必要なサイトの閲覧

## 2. 利用方法

- (1) カウンターにある申込書に必要事項を記入の上、ご利用下さい。
- (2) 利用に当たっては職員の指示に従ってください。

## 3. 利用時間

- (1) 利用可能な時間は図書館の開館時間です。
- (2) 利用時間は1回30分単位です。  
※ただし、30分経過後も次に利用の申し込みがない場合には連続2時間まで継続することができます。継続中に別の利用の申し込みがあった場合は、その時点で終了していただきます。
- (3) すでに利用者がある場合は利用可能な時間をお伝えします。
- (4) 使用料は無料です。

## 4. 利用制限

下記の行為はご遠慮下さい。

- (1) E-MAILの送受信、掲示板等への書き込み、ゲームなど、閲覧以外の行為
- (2) 調査研究以外の目的での利用
- (3) 著作権法に抵触する画面のプリントアウト（御津図書館及び瀬戸町図書館にはプリンターがありません。）
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード

## 5. 利用上の注意

- (1) インターネットを通じての非合法な行為、他人への嫌がらせ行為などは禁止します。
- (2) 公序良俗に反すると図書館が判断したホームページへの接続はできません。
- (3) 利用される方の不正操作などによって、接続先を含む機器やデータなどに損害を与えた場合は、その方に弁償等、法的責任が発生することがあります。
- (4) インターネット利用に伴うトラブルについては、図書館は責任を負いません。
- (5) コンピュータへのデータ保存、設定の変更等の行為は禁止します。
- (6) ウィルス感染を防ぐため、外部からの持ち込み媒体（USBメモリ、CD-R等）の使用は禁止します。
- (7) 規約に反したと図書館が判断した場合は、利用をお断りする場合があります。
- (8) 岡山市にお住まいの方、通勤・通学をされている方で岡山市立図書館の利用者登録をされている方は、中央図書館及び幸町図書館で、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料の閲覧及び複写サービスをご利用になれます。
- (9) 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料の複写は、図書館職員がいたします。
- (10) 利用終了時は、速やかに職員にお伝えください。

附 則

この利用規約は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この利用規約は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

この利用規約は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この利用規約は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この利用規約は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この利用規約は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この利用規約は、令和3年11月2日から施行する。